

食安輸発0930第20号  
平成22年9月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ブラジル産牛肉(内臓含む)及びその加工品)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年9月7日付け食安輸発0907第1号)にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、ブラジル産牛舌調整品から基準値を超えるイベルメクチンを検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1のフィリピンのおくら及びその加工品(簡易な加工に限る。)の項の次に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
牛肉(内臓含む)及びその加工品(簡易な加工に限る。)		イベルメクチン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(筋肉0.01ppm、脂肪0.040ppm、肝臓0.10ppm、腎臓0.01ppm、食用部分0.01ppm)を超えるイベルメクチンが検出されるおそれがあるため。